

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 事業主拠出金の率の上限の引上げ

一般事業主から徴収する拠出金率の上限を0.25%から0.45%に引き上げる。

### 2. 事業主拠出金の充当対象の拡大

「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に拠出金を充てることを可能とする観点から、事業主拠出金の充当対象に子どものための教育・保育給付の費用（0歳～2歳児相当分に限る）を加える。

### 3. 待機児童解消等の取組の支援

市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県は関係市区町村等との協議会を組織できるものとするとともに、国は市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする。

1～3のほか、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）において、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に子どものための教育・保育給付を追加する等の所要の改正を行う。

## 施行期日

平成30年4月1日

## [ 参考資料 ] 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月 8 日閣議決定）（抄）

現行の子ども・子育て支援新制度においては、仕事と子育ての両立は、労働力確保に資するものであり、社会全体で取り組むべき課題であることから、企業主導型保育事業などについては、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金が充てられている。本経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税率引上げによる増収分の使い道を見直して活用するとともに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当である。このため、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業（幼児教育の無償化の実施後は、3歳～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児の企業主導型保育事業の利用者負担助成を含む。）と保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出する。

### (参考) 現行の事業主拠出金による事業

拠出金率 0.23% (法律で上限を0.25%に規定)

事業主拠出金の充当先(平成29年度) 計:3,969億円

・ 児童手当	1,832億円
・ 地域子ども・子育て支援事業 (放課後児童クラブ、病児保育、延長保育)	813億円
・ 仕事・子育て両立支援事業 (企業主導型保育事業等)	1,313億円

厚生年金保険料等を事業主から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。

(なお、労使折半ではなく、使用者のみ拠出金を負担)

平成30年度は、0.29% (現行に+0.06%、追加拠出金額は1,000億円程度) とする予定。(政令で規定)

# 「子育て安心プラン」

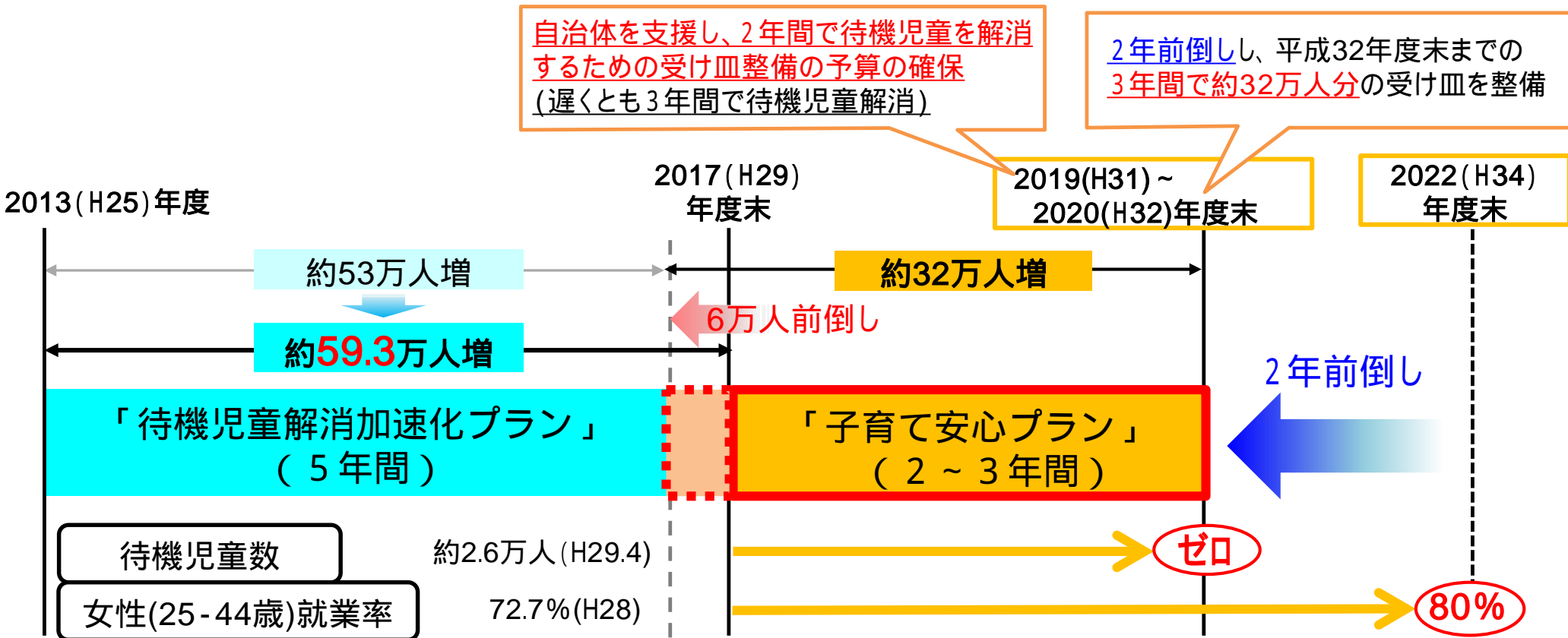
【平成29年6月2日公表】

## 【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保**。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

## 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

**「M字カーブ」を解消**するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。  
(参考)スウェーデンの女性就業率：82.5% (2016)



# 待機児童解消等の取組の支援

待機児童解消を促進する方策として、**現行の都道府県による市区町村の取組の支援（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）をより実効的なものとするため**、都道府県を中心に、関係者全員参加の下で協議する場を設置することができる。**（法定）**

## 「待機児童対策協議会（仮称）」

### 【主な役割（例）】

#### 都道府県単位での保育の受け皿確保

- ・市区町村の整備計画の精査
- ・企業主導型保育施設等を含めた整備情報の共有
- ・多様な主体の参入促進

#### 保育所等の広域利用の推進

- ・市区町村間の利用調整
- ・広域利用のための協定の締結支援

#### 保育人材の確保・資質の向上

- ・必要保育士数と確保数、確保手段の「見える化」と育成策強化

#### 監査指導の効率化

- ・都道府県の監査指導と市区町村の給付監査の監査項目の調整

#### その他協議会で必要と定める事項 等

【構成員】 都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者が参加する。必要に応じて関係省庁が参加。

【その他】 既に合議制の機関を有している場合は、当該機関が協議会に代わることができる。

協議会での決定事項を受けて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映